

# 瀬戸市地域公共交通計画策定業務委託仕様書

## 1 業務の目的

本市では、現在上位計画である第6次総合計画や都市計画マスター プラン、都市交通マスター プランを関連計画と位置づけ、各都市機能を有機的に連携する「多極ネットワーク型コンパクト構造」を目指す実施計画として令和元年に地域公共交通網形成計画を策定し、各交通施策を実施しています。

近年、本市を取り巻く社会状況は変化し、人口減少や高齢化の進展も加速する中で今までの施策では対応することができない状況に直面しています。これらの状況に対応するため、現在策定中の次期将来計画を上位計画とし、関連計画の都市交通マスター プランを都市計画マスター プランに取り込むことで、より都市計画を含めた広い視点で見るとともに、立地適正化計画とも連携した新しい交通計画を策定する必要があります。

なお本市では、基幹バス3路線（自主路線除く）及びコミュニティバス8路線などが運行されており、利用者は増加傾向にあるものの燃料費及び人件費上昇にともなう運行経費の増加により、収支状況改善に向けた取組が急務となっています。具体的には、運行経費に対する収入のアンバランス解消、低収支路線の抜本的見直し及び公共交通空白地域の解消（公共交通人口カバー率の上昇）などが挙げられます。

今回策定する計画においては、これら課題解決に向けた取組やプロセスの提示を含め、持続可能な交通施策の方針策定を目的としています。

## 2 業務の対象範囲

瀬戸市全域とする。

## 3 履行期間

契約締結日から令和9年3月19日（木）まで

## 4 業務内容

### (1) 瀬戸市地域公共交通網形成計画の評価

現行計画に定めた目標値と実績値を比較し、達成状況の評価を行う。

### (2) 公共交通の課題整理、分析

#### ア 公共交通の現状、課題整理

公共交通の現状を把握するため、令和7年度に実施したアンケート結果や交通手段ごとの運行状況、利用状況、経営状況や交通結節機能の整備状況等を整理する。また、地理的条件、道路網の状況、人口動態、施設（商業、医療、公共、観光等）の立地状況等を把握し、地域特性を整理する。

イ 課題の分析、対応方針の検討

(2)アで整理した内容及びこれまでに実施した各種調査結果等を踏まえ、まちづくりや観光、福祉等と連携した面的な公共交通ネットワーク形成の観点に基づく公共交通の課題を整理、分析し、対応方針について検討する。

ウ 地域住民からの意見聴取

地域住民との懇談会（5回程度）を実施し、広く公共交通について意見を聴取する

エ 企業アンケート調査

市内に立地する企業における従業員の通勤実態や公共交通利用に対する意識等を把握するため、5者程度アンケート調査を実施する。

(3) 公共交通の基本方針、目標設定

ア 基本方針の検討

(2)の結果を踏まえ、本市の上位計画及び関連計画（都市計画マスターplan、立地適正化計画等）との連携・整合性を図りつつ、本市公共交通に関する基本方針について検討する。

イ 区域、計画期間、目標の検討

(3)アで検討した基本方針に関して、区域、計画期間、目標設定について検討する。

(4) 目標実現のための施策の検討

ア 施策・実施主体の検討

(3)で検討した基本方針及び目標を実現するための具体的な施策について検討する。公共交通ネットワークの再編にあたっては、広域基幹バス、市内基幹バス、生活交通の路線、ダイヤ等に関して、地域住民、実施主体との調整を行い検討する。

特に検討を要する項目として

- ・コミュニティバス運行内容見直し基準の作成
- ・上記に基づく採算の低い路線の運行方法見直し案の作成
- ・共助の考え方を基に、地域住民の協力による持続可能な運行スキームの作成（市の関わり方も含む）
- ・料金値上げを見据えた利用者及び料金シミュレーション

イ 達成状況の評価の検討

計画の達成度の評価方法、評価実施スケジュール及び評価結果の活用方法等について検討する。

(5) 地域公共交通計画（案）の作成

上記で検討した内容を踏まえ、次に記載された事項を盛り込んだ「地域公共交通計画」について検討し、計画案を作成する。

＜地域公共交通計画案に盛り込むべき事項＞

- ① 基本的な方針
- ② 計画の区域
- ③ 計画の目標
- ④ 目標を達成するために行う事業・実施主体
- ⑤ 計画の達成状況の評価に関する事項
- ⑥ 計画の期間
- ⑦ その他、市が必要と認める事項

## 5 打合せ協議

打合せ協議は、着手時、中間時3回、完了時の計5回とする。

## 6 関係資料の貸与

発注者は、本業務の作業に必要と認められる関係資料及び関係図面を貸与するものとする。なお、関係資料は受注者が厳重に整理保管し、業務終了後直ちに返却するものとする。

## 7 成果品

本業務の成果は以下のとおりとし、成果品の著作権は全て発注者に帰属するものとする。受託者は、発注者の承認を受けずに他に公表、貸与及び使用等をしてはならない。なお、本業務が完了した後においても、受注者の責めに帰すべき理由により成果品に不良箇所が発見された場合は、速やかに訂正、補足その他の措置を講ずるものとする。なお、これに要する経費は受注者が負担するものとする。

- |                                 |     |
|---------------------------------|-----|
| (1) 報告書                         | 1部  |
| (2)瀬戸市地域公共交通計画（案）               | 30部 |
| (3)瀬戸市地域公共交通計画概要版               | 30部 |
| (4)上記電子データ                      | 1式  |
| (5)打合せ記録簿                       |     |
| (6)その他当該業務に付随する資料で、特に発注者から求めるもの |     |

## 8 疑義

本仕様書に定めのない事項や業務の実施にあたり疑義が生じた場合は、速やかに発注者と協議し、その指示に従うものとする。